

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年6月22日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	1市5町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		—
アブラ科の花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	1市4町2村 ^{※2}		—
カブ			—
原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯舘村
原木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)を除く。)			—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯舘村		南相馬市 いわき市 楢葉町
西会津町(ナメコを除く。)			
金津美里町(ムキタケを除く。)			
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソツ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソツ(ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、下郷町、只見町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワハミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、境町、猪苗代町、古殿町、下郷町、只見町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国町の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧坂本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国町及び旧日舎町の区域に限る。)		—
米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、川橋川(うち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウガイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(鰹川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(うち大川ダムの下流(支流を含む。))、長瀬川(鰹川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中流に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(うち大川ダムの下流(支流を含む。))、長瀬川(鰹川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物	水産物10種 ^{※9}	最大高潮時海岸線と宮城県福島南県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県南県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海面	—
肉	牛の肉 ^{※10}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※11}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、瑞穂町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木辰の区域に限る。)、富岡町、大船町、双葉町、浪江町、基層村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯舘村

*2 南アルプス市(平成24年3月30日付)指しにより設置された帰還困難区域に限る。)、大町市(平成24年3月7日付)指しにより設置された帰還困難区域に限る。)、八ヶ岳町、渋江町(平成25年3月1日付)指しにより設置された帰還困難区域に限る。)及び蛭ヶ谷村(平成24年6月15日付)指しにより設置された帰還困難区域に限る。

*5 岐阜県岐阜市南端(平成24年3月30日付)に示された被写界隈規制を区域に限る、川原町(平成25年5月7日付)に示された住居周辺区域及び避難指標設置準備区域に限る、猪高町(平成25年3月7日付)に示された被写界隈規制を区域に限る、大熊町(平成24年1月10日付)に示された被写界隈規制を区域に限る、東郷町(平成25年5月7日付)に示された被写界隈規制を区域に限る、波松町(平成25年3月7日付)に示された被写界隈規制を区域に限る。

*福島県南相馬市平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、川内市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、いわき市(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)及び浪江町・平成24年6月16日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)

※福島県南相馬市(平成24年3月10日付「指示による」)に定めた被災区域別解除基準区間に限る。(1)市街地: 平成25年8月7日付「指示による」改定された被災区域別解除基準区間に限る。(2)農村地: 富岡町(平成25年3月7日付「指示による」)改定された被災区域別解除基準区間に限る。(3)川原町(平成25年3月7日付「指示による」)改定された被災区域別解除基準区間に限る。(4)原町村(平成24年6月15日付「指示による」)改定された被災区域別解除基準区間に限る。(5)要飯村(平成24年6月15日付「指示による」)改定された被災区域別解除基準区間に限る。(6)飯野村(平成24年6月15日付「指示による」)改定された被災区域別解除基準区間に限る。

*※(被)避難困難区域を除く区域に平成20年3月10日付け指針により設定された居住困難区域及び被(避難)指示準備区域に限る。)川俣村(平成25年5月7日付け指針により設定された居住困難区域及び被(避難)指示準備区域に限る)、伊那市(平成23年3月7日付け指針により設定された居住困難区域及び被(避難)指示準備区域に限る)、大町市(平成24年3月7日付け指針により設定された居住困難区域及び被(避難)指示準備区域に限る)、双葉町(平成25年3月7日付け指針により設定された被(避難)指示準備区域を除く区域に限る)、茅野市(平成24年3月7日付け指針により設定された被(避難)指示準備区域に限る)、茅野村(平成25年3月7日付け指針により設定された被(避難)指示準備区域に限る)、及び飯田市(平成24年6月15日付け指針により設定された被(避難)指示準備区域を除く区域に限る)。

*9 タウガ、カゴ、キツネババ、クダリ、サララス、シロハリ、スキ、スマレイ、ムラシ、ビスガ
※10 当該市において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)、及び畜場への出荷を差し控えるよう要請
※11 熊本県、伊太郡、市原町、相良市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成29年6月22日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに遼川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) 茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成29年6月22日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年6月22日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～:十和田市、南上市:(ナラタケを除く。)	
	H24.10.28～H27.11.20解禁:十和田市(ナラタケに限る。)	
	H24.10.29～:青森市:(ナラタケを除く。)	
	H25.10.1～H27.11.20解禁:青森市(ナラタケに限る。)	
水産物 マダラ	H25.1.26～H29.3.1解禁:南上市(ナラタケに限る。)	青森県港通尻屋燈台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森港北岸の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノコ	H24.8.31～:一関市、奥州市	
	H24.8.31～:盛岡市(下記の地域を除く。)	
原木クリタケ(露地栽培)	H25.3.30～H28.2.29解禁:盛岡市(旧仙台町、旧庄内町、旧高田町、旧小麦村、旧竹野町及び旧米郷村の区域に限る。)	
	H24.11.2～:一関市、奥州市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.19～H27.4.10～解禁:盛岡市、伊藤町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H24.4.20～H27.4.10～解禁:大船渡市:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H24.4.24～:平泉町	
	H24.4.25～H28.1.26～解禁:石巻市、大船渡市:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H24.4.27～H27.4.10～解禁:北上市、山鹿町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H24.4.27～H27.7.17～解禁:伊藤町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H25.1.26～H29.4.28解禁:伊藤町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H24.5.1～H27.12.21解禁:盛岡市	
	H24.5.12～:盛岡市	
	H24.5.13～:一関市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～H27.4.10～解禁:盛岡市、平泉町	
	H24.10.1～H27.4.10～解禁:伊藤町	
コシアブラ	H24.5.1～:伊藤町	
	H24.5.8～:北上市	
セリ(野生のものに限る。)	H24.5.8～:大船渡市、金合町	
	H24.5.17～:伊藤町	
ゼンマイ	H24.5.17～:盛岡市、御前崎町	
	H24.5.17～:伊藤町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.17～:盛岡市	
	H24.5.24～:平泉町	
越後 大豆	H25.1.4～H25.2.4～解禁:伊藤町:(旧沼沢清水村の区域に限る。)	
	H24.11.13～H26.6.11解禁:盛岡市(旧沼沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.11.10～H27.4.10～解禁:盛岡市(旧沼沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)	
	H24.11.10～H27.4.10～解禁:伊藤町(旧沼沢村の区域に限る。)	
ズキ クロイイ	H24.10.25～H27.4.10～解禁:最大高潮時海岸線上と宮城県島根県界の正東の線、喜が浜掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.1～H27.5.17解禁:最大高潮時海岸線上と宮城県島根県界の正東の線、喜が浜掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒラメ	H25.6.4～H27.4.10～解禁:最大高潮時海岸線上と宮城県島根県界の正東の線、喜が浜掛持他経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	H24.5.1～H27.3.25解禁:喜が浜掛持他経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
イワナ(養殖を除く。)	H24.8.2～:喜が浜掛持他経済水域(支流を含む。)	
	H25.5.8～H27.3.09解禁:喜が浜(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.11～H27.3.10解禁:岩手県内(うち北上川の下流)440百メートルの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、入畠ダムの上流、石瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流	
	H24.5.12～H27.3.19解禁:美川川(支流を含む。)	
牛の肉 カマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H25.8.1～H26.8.25～解禁:金城:(県の定める出荷制限に基づき管理される牛の肉を除く。)	
	H24.8.10～:金城	
宮城県	H24.5.2～:金城	
	H24.5.2～:喜が浜(日本本洋の区域に限る。)	
宮城県		出荷制限
タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解禁:白石市	
	H24.5.1～:丸藤町(下記の区域を除く。)	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.1～:丸藤町(旧沼沢村の区域に限る。)	
	H24.5.1～H27.4.24解禁:丸藤町(旧沼沢村の区域に限る。)	
野菜類	H24.5.2～:丸藤町(下記の区域を除く。)	
	H24.5.2～:石巻市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.2～:石巻市(日本本洋の区域に限る。)	
	H24.5.2～:大河原町	
クサソテツ(二ごみ)	H24.4.27～H27.2.19～解禁:金城:(県の定める出荷制限に基づき管理されるキノコ類を除く。)	
	H24.4.27～H27.2.19～解禁:大河原町	
コシアブラ	H24.4.27～H28.1.26～解禁:喜来町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
	H24.4.27～H27.9.11～解禁:加美町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
ゼンマイ	H24.5.8～:喜来町	
	H24.5.17～:加美町	
タラモ(野生のものに限る。)	H24.5.17～:大河原町	
	H24.5.17～:喜来町	
稚鮭 大豆	H25.1.4～H25.2.4～解禁:栗原市(旧田舎村の区域に限る。)	
	H25.1.4～H25.2.4～解禁:栗原市(旧田舎村の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.11.13～H26.6.11解禁:盛岡市(旧沼沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)	
	H24.11.13～H26.6.11解禁:伊藤町(旧沼沢村の区域に限る。)	
ズキ マダラ	H24.10.25～H27.4.10～解禁:最大高潮時海岸線上と宮城県島根県界の正東の線、喜が浜掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.1～H27.5.17解禁:最大高潮時海岸線上と宮城県島根県界の正東の線、喜が浜掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒラメ	H25.6.4～H27.4.10～解禁:最大高潮時海岸線上と宮城県島根県界の正東の線、喜が浜掛持他経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
	H24.5.1～H27.3.25解禁:喜が浜掛持他経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び	
イワナ(養殖を除く。)	H24.8.2～:喜が浜掛持他経済水域(支流を含む。)	
	H25.5.8～H27.3.09解禁:喜が浜(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.11～H27.3.10解禁:岩手県内(うち北上川の下流)440百メートルの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、入畠ダムの上流、石瀬ダムの上流、豊沢ダムの上流	
	H24.5.12～H27.3.19解禁:美川川(支流を含む。)	
牛の肉 カマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H25.8.1～H26.8.25～解禁:金城:(県の定める出荷制限に基づき管理される牛の肉を除く。)	
	H24.8.10～:金城	
福島県		出荷制限
タケノコ	H24.5.1～H27.4.24解禁:白石市	
	H24.5.1～:丸藤町(下記の区域を除く。)	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.1～:丸藤町(旧沼沢村の区域に限る。)	
	H24.5.1～H27.4.24解禁:丸藤町(旧沼沢村の区域に限る。)	
野菜類	H24.5.2～:丸藤町(下記の区域を除く。)	
	H24.5.2～:石巻市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.2～:石巻市(日本本洋の区域に限る。)	
	H24.5.2～:大河原町	
クサソテツ(二ごみ)	H24.4.27～H27.2.19～解禁:金城:(県の定める出荷制限に基づき管理されるキノコ類を除く。)	
	H24.4.27～H27.2.19～解禁:大河原町	
ゼンマイ	H24.5.8～:喜来町	
	H24.5.17～:加美町	
タラモ(野生のものに限る。)	H24.5.17～:大河原町	
	H24.5.17～:喜来町	
稚鮭 大豆	H25.1.4～H25.2.4～解禁:栗原市(旧田舎村の区域に限る。)	
	H25.1.4～H25.2.4～解禁:栗原市(旧田舎村の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.11.13～H26.6.11解禁:栗原市(旧沼沢村の区域に限る。)、一関市(旧金成村の区域に限る。)	
	H24.11.13～H26.6.11解禁:大河原町(旧一村の区域に限る。)	
ズキ クロダイ	H24.4.27～H27.2.19～解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)	
	H24.4.27～H27.2.19～解禁:大河原町(日本本洋の区域に限る。)	
水産物 ヒラメ	H24.4.27～H27.2.19～解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.1～H27.5.17解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒラメ	H24.4.27～H27.2.19～解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.1～H27.5.17解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒラメ	H24.5.30～H27.4.10解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.30～H27.4.10解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 マダラ	H24.5.30～H27.4.10解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.30～H27.4.10解禁:喜来町(日本本洋の区域に限る。)、大河原町(日本本洋の区域に限る。)、我が田様掛持他経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒガシフグ	H24.5.3～H25.1.31～解禁:宮城県石巻市、栗原市	
	H25.1.1～H25.1.31～解禁:栗原市(旧田舎村の区域に限る。)	
アユ(美袖を除く。)	H24.5.1～H25.1.19～解禁:栗原市(旧沼沢村の区域に限る。)	
	H25.1.1～H25.1.19～解禁:阿武隈川(支流を含む。)のうち、白壁堰堤より上流の白石川(支流を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H25.2.27～H29.4.27解禁:宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白壁堰堤の上流を除く。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金家橋より上流水域	
	H24.4.20～H27.3.09解禁:宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、七ヶ宿ダムの上流を除く。)(ただし、下記の支流を除く。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.1～:大河原町(大河原川より上流)(支流を含む。)、栗原市(栗原川の支流を含む。)及び喜多方川(喜多方川の支流を含む。)	
	H24.5.1～:三道川(うち喜多方川の上流)(支流を含む。)及び喜多方川(喜多方川の支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.1～:阿武隈川(支流を含む。)	
	H24.5.1～:喜多方川(支流を含む。)、大河原町(大河原川の支流を含む。)	
肉 牛の肉	H25.2.27～H25.8.1～解禁:金城:(その他の名古屋市海方方にに基づき管理される牛の肉を除く。)	
	H25.5.27～:角田市、栗原市	
イノシシの肉	H25.5.27～:角田市、栗原市	
	H25.5.27～:角田市(旧沼地町を除く。)	
クマの肉	H24.5.27～H25.5.27～解禁:金城	
	H24.5.27～:角田市(旧沼地町を除く。)	

※の箇所は、出荷制限の対象

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年6月22日現在

静岡県		出荷制限
水産物	H24.8.10～H25.12禁輸：静岡県内の漁獲量のうち日光市日向町内の区域・未満を含む。(ただし、唐津川市との合流点から下流の部分に限る。)	
	ヤマメ(養殖を除く。)	
	イワシ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17禁輸：静岡県内の漁獲量のうち日光市日向町内の区域・未満を含む。) H25.8.20～H27.8.23禁輸：静岡県内の漁獲量のうち日光市日向町内の区域・未満を含む。)
肉	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.29禁輸：芦川川(支流)を含む。(ただし、奥井川及びその支流を除く。)
	牛の肉	H23.1.3～H23.1.25禁輸：金城川(支流)を含む。(ただし、吉田川と合流する支流を除く。)
	イノシシの肉	H23.8.1～H23.8.25禁輸：金城川(支流)を含む。(ただし、吉田川と合流する支流を除く。)
その他	シカの肉	H23.8.1～H23.8.25禁輸：金城川(支流)を含む。(ただし、吉田川と合流する支流を除く。)
	茶	H23.7.8～H24.1.26禁輸：静岡市 H23.8.2～H23.3.26禁輸：大田原市 H23.8.2～H23.5.31禁輸：沼田市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズイントウ	H23.3.21～4.28禁輸：全境
	カキナ	H23.3.21～4.28禁輸：全境
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.9～H24.6.10禁輸：高崎市、高岡町、館林町 H24.6.10～H24.6.11禁輸：高崎市、高岡町、館林町 H24.6.11～H24.6.12禁輸：高崎市、高岡町、館林町 H24.6.12～H24.6.13禁輸：高崎市、高岡町、館林町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.1.15禁輸：湯川川(支流)を含む。) H24.4.27～H25.2.25禁輸：小川川(支流)を含む。)、及び新木本川(支流)を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.1.19禁輸：当川川(うち川田橋の上流(支流)を含む。)
	(H24.8.8～H24.8.22禁輸：当川川(支流)を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.10.10～～金城
	クマの肉	H24.8.10～～金城
	シカの肉	H24.11.4～～金城
その他	ヤマドリの肉	H23.1.2～～金城
	茶	H23.6.30～H24.5.28禁輸：相生市 H23.8.30～H23.5.7禁輸：浜川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～～深澤町、皆野町 H24.10.29～～ときがわ町 H24.11.6～～越谷町
千葉県		出荷制限
ホウズイントウ	H23.4.6～4.22禁輸：袖ヶ浦市、多古町	
農産物	シラコ、シラクサイ、サンチュ	H23.4.6～4.22禁輸：袖ヶ浦市
	ハゼ(サ)	H23.4.6～4.22禁輸：袖ヶ浦市
	セルリー	H24.4.5～H25.10.23禁輸：市原市、木更津市
タケノコ	H24.4.5～H25.10.23禁輸：市原市、木更津市	
	H24.4.5～H25.10.23禁輸：印西市	
	H24.4.5～H25.10.23禁輸：印西市	
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～H26.10.14～御殿場、皆野町(ただし、県の定める育苗計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.1～～山武郡
	H23.12.22～H26.10.14～御殿場、佐倉市	H23.12.22～H26.10.14～御殿場、佐倉市(ただし、県の定める育苗計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	H24.8.25～H28.1.25～御殿場、印西市	H24.8.25～H28.1.25～御殿場、印西市(ただし、県の定める育苗計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	原木シタケ(施設栽培)	H24.11.16～H25.10.23禁輸：千葉市(ただし、県の定める育苗計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～～千葉市
	キンブナ	H24.4.10～～千葉市
	コハダ	H23.8.2～H24.5.21禁輸：松田町、市原市 H23.8.2～H24.5.21禁輸：市原市(支流を含む。)、千葉市(支流を含む。)
肉	ワナ	H24.11.1～～千葉県内の漁獲量のうち最大量の下限(支流を含む。)、千葉市(支流を含む。)、千葉市(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.11.1～～千葉県内の漁獲量のうち最大量の下限(支流を含む。)、千葉市(支流を含む。)、千葉市(支流を含む。)
	茶	H23.8.2～H24.1.26禁輸：野田市、富士市、市原市 H23.8.2～H24.1.26禁輸：市原市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29禁輸：南足柄市 H23.8.23～9.12禁輸：松田町、市原区 H23.8.2～10.14禁輸：愛川町、清川町 H23.8.23～10.20禁輸：相模原市、相模原市 H23.8.2～10.20禁輸：厚木市、厚木市 H23.8.2～10.20禁輸：秦野市、秦野市 H23.8.2～10.20禁輸：通河町
新潟県		出荷制限
農産物	H28.8.8～～魚沼市、南魚沼市	
肉	クマの肉	H24.11.6～～金城(佐渡市及び新潟県羽衣町を除く。)
	イノシシの肉	H24.11.6～～金城(佐渡市及び新潟県羽衣町を除く。)
	茶	H23.8.2～H24.1.19禁輸：相模原市、中野市、鶴見区
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～～富士吉田市、笛置河口町、昭和村
	肉	H24.11.6～～金城(笛置河口町及び新潟県羽衣町を除く。)
	茶	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～～飯井沢町、御代町 H24.10.1～～小淵沢、南房村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.10禁輸：小海町、南牧村(マツタケに限る。)
	肉	H24.10.1～H27.11.10禁輸：飯久野町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.10禁輸：佐久市(マツタケに限る。)
	茶	H24.10.1～H27.11.10禁輸：小諸市(マツタケに限る。) H25.1.21～H27.11.20禁輸：佐久市(マツタケに限る。)
コシアブラ	コシアブラ	H26.10.21～H27.11.20禁輸：佐久市(マツタケに限る。) H26.11.20～H27.11.20禁輸：佐久市(マツタケに限る。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.6～～御殿場市、小山町 H26.1.20～～富士宮市、富士市
	肉	H24.11.7～～御殿場市
	茶	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年6月22日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～下記の地域以外
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯舘村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）
	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象